

# 介護保険 負担割合証が 交付されます

介護サービスなどを利用する場合に、所得に応じてサービス費用の1割か2割を自己負担します。要介護認定か総合事業の決定を受けている人は、毎年7月中旬に利用者負担割合(1割か2割)を記載した「介護保険負担割合証」を郵送で交付します。負担割合の有効期間は毎年8月1日(翌年7月31日)で、平成29年度分の証の色は「桃色」です。介護サービスなどを利用するときには、介

護保険証と一緒にサービス事業者や施設に提示してください。次の場合には有効期間内であっても負担割合が変更になる場合があります。▽住民税の所得更正による所得額の変更  
▽世帯員の転出入、死亡などによる世帯状況の変更

■問い合わせ先  
介護保険課  
☎(36) 4877

この桃色の負担割合証と  
介護保険証を一緒に提示  
してください

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者の氏名	適用期間
前	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
前	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	4 0 2 2 0 6 宗像市

## 8月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

問い合わせ先 ▽国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36)1348  
▽県後期高齢者医療広域連合 ☎092(651)3111

現在の後期高齢者医療被保険者証(桃色)の有効期限は、7月31日(月)までです。8月1日(火)から使用できる被保険者証(みず色)の有効期限は、平成30年7月31日(火)までの1年間で、7月下旬に国保医療課から郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取ってもらう場合があります。

7月31日(月)までに、新しい被保険者証(みず色)が届かない場合は、国保医療課(本館1階・6番窓口)に問い合わせてください。

### 被保険者証の自己負担割合の確認を

医療機関で受診するときの医療費の自己負担割合は、1割か3割です。毎年、前年中の所得を基に、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合を判定します。自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上の場合は、3割になります。ただし、要件によっては、申請することで、1割の負担割合となります(該当者には市から申請書を郵送しています)。詳細は、被保険者証送付時に同封のパンフレットで確認してください。

### 減額認定証を8月に更新

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)の有効期限は、7月31日(月)です。減額認定証をすでに持っている人で、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日(火)からの新しい減額認定証を、被保険者証とは別に、7月下旬に郵送します。

#### 【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税の人が、入院か高額な外来診療を受ける場合、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担が限度額までとなります。入院時の食費や居住費の負担も減額されます。

\*新たに減額認定証の交付を希望する場合は、国保医療課(6番窓口)で申請手続きが必要

#### 【申請に必要な物】

- ▽被保険者証
- ▽印鑑
- \*非課税証明書や入院期間を確認できるものが必要な場合あり
- \*詳細は問い合わせを



### 平成29年度 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
被保険者番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
有効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	31914101 福岡県後期高齢者医療広域連合

8月1日(火)以降に病院で受診するときは、このみず色の被保険者証を医療機関の窓口で提示してください

**会場** 宗像ユリックス  
福岡県宗像市久原 400

7/20(木)10:00~12:00 会議室7  
7/22(土)10:00~12:00 会議室8

**参加費無料(要予約)**

**お電話でお申し込みください。**  
☎0120-041-075  
プロタイムズ福岡北店 | (株)フクモト工業  
電話受付 / 9:00 ~ 18:00

主催: 一般社団法人市民講座運営委員会  
東京都千代田区富士見 1-6-1-10F  
協賛: プロタイムズ福岡北店 株式会社フクモト工業  
福岡県宗像市自由ヶ丘 11-22-3

## 市民講座 屋根・外壁塗り替えセミナー

参加申し込みは電話で  
プロタイムズ福岡北店  
☎0120-041-075  
(月)土午前9時~午後6時

全国各地で年間400回以上の市民講座を開催してきた一般社団法人市民講座運営委員会が、このたび、宗像市の会場で、後悔しない塗り替え施工のノウハウを一般の方にも分かりやすく専門家である外装劣化診断士から聞ける市民講座を開催する。参加は無料だが、電話申し込みが必要。

外壁・屋根の塗装は、専門的な知識や技術が必要なため施工業者を信頼してすべてを任せざるを得ない。しかし、専門的な知識を持っているはずの施工業者が正規の施工仕様を守らず、自己基準の施工をして不良施工になるケースが後を絶たない。その為、工事後1年以内に全体の3割でトラブルが生じるともいわれる。信頼できる施工業者を選ばず、信賴できる消費者にも正しい知識を身に付ける事が求められている。そこで、この市民講座では信頼できる業者の選び方、見積書や塗装仕様書の注意点を詳しく分かりやすく説明する。



広告